

神戸市外国語大学学生支援部会規程

2008年10月1日

規程第11号

(設置)

第1条 神戸市外国語大学教育研究評議会規則(2023年4月規則第60号)第7条第1項の規定に基づき神戸市外国語大学教育研究評議会に学生支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、次の事項を審議する

- (1) 学籍異動(休学、復学及び退学)に関する事項
- (2) 奨学生に関する事項
- (3) 授業料の減免に関する事項
- (4) 障がいのある学生の受入に関する事項
- (5) 学生の表彰に関する事項
- (6) 課外活動に関する事項
- (7) 学生の福利厚生に関する事項
- (8) その他学生支援に関する全学的な事項

(組織)

第3条 部会は、次の委員で組織する。

- (1) 学長が指名する専任教員 1名
- (2) 各学科・グループから選出された教員 4名
(英米学科1名、ロシア・中国・イスパニア学科のいずれかから1名、国際関係学科1名、総合文化グループ1名)
- (3) 学生支援・教育グループ課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 前項第2号及び第4号委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 第1項第2号及び第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、学長が指名した委員を充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 部会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、学生支援・教育グループにおいて行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この規程は、2008年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。